労働者派遣事業の状況に関する情報

本資料では派遣法第23条5項に基づき弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報を提供しております。

対象期間	令和6年5月1日　～　令和7年4月30日
事業所名称	平和情報システム株式会社
事業所所在地	広島市西区観音本町1丁目22-25　CDK観音ビル6F

①　派遣労働者の人数（対象期間の末日時点）	9　人
②　派遣先事業所数	3　社
③　労働者派遣に関する料金の平均額（1日8時間当たり）	28,798　円
④　派遣労働者の賃金の平均額（1日8時間当たり）	15,870　円
⑤　マージン率　　（③－④）÷③（小数点以下第1位未満を四捨五入）	44.9%

※マージン率は派遣料金から派遣労働者の賃金を除いた金額が派遣料金に占める割合を示すものですが、派遣会社の事業運営に必要となる経費は派遣労働者の賃金だけではありません。

派遣労働者の賃金以外に必要となる経費には、主に以下のようなものがあります。

・派遣労働者の社会保険料

派遣労働者の社会保険は、保険料の約半分を雇用主である派遣会社が負担しています。

・派遣労働者の有給休暇費用

派遣労働者が有給を取得した際の賃金は派遣会社が負担しています。

・募集費、教育費、福利厚生費

派遣労働者の募集に必要となる募集広告費、スキルアップ支援のための教育費、福利厚生費などの費用が発生します。

・その他の経費

その他にも社員の人件費、事業運営に必要なシステムの維持費、オフィスの家賃など、事業運営のために必要な経費があります。

⑥　派遣労働者教育訓練に関する事項

- コンプライアンス研修
- 情報セキュリティ研修　・個人情報取扱研修
- キャリア形成を念頭に置いた段階的かつ体系的な教育訓練

⑦　福利厚生に関する事項

- 年次有給休暇、特別休暇
- 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）
- 労働者災害補償保険
- 定期健康診断
- 育児休暇制度、両立支援制度

⑧　労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

・労使協定を締結しているか否か　：　労使協定を締結している。

協定書の有効期間の終期　：　2026年3月31日

労使協定の対象となる派遣労働者の範囲　：　期間を定めないで雇用される派遣労働者